

第 20 回共同ワーキング・チーム議事概要

(日時) 令和元年 11 月 22 日 (金) 10 時 00 分～12 時 00 分

(場所) 中央合同庁舎第 2 号館 11 階 共用 1101 会議室

(議事) 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(案)に係る検討

1. 開会

2. 独立行政法人の連結財務諸表及び出資の評価等に係る論点の整理

- 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」(案)に係る事務局の説明を踏まえ、メンバーから以下の質疑及び意見があった。
 - ・ 改訂後の独立行政法人における連結の範囲は、民間企業を参考にした現行の議決権比率等に基づく判断基準に追加する形で、業務一体性という民間企業と異なる基準が設定されるものだと理解している。
 - ・ 前文の独立行政法人における実質的な支配の判断に係る記載について、支配力基準や実質支配力基準といった表現の使用は読者の誤解を招くおそれがあるため、議決権比率のみでは判断できない、などの表現とした方がよいのではないか。
 - ・ 実質的な支配を支配力基準で判断できないという表現に代えて、連結会計主体を支配力基準で判断できないとしてはどうか。
 - ・ 個別財務諸表の体系において行政コスト計算書が非常に重要な位置付けである一方、連結財務諸表において行政コスト計算書を作成しないことについては、連結財務諸表作成の主たる目的が公的な資金の使用状況について業務一体性に基づき総合的に報告することであり、独立行政法人の評価が個別財務諸表によって行われていることを踏まえたものであるべきと思量する。この連結財務諸表の作成目的及び性格は、本文のみならず、前文にも記載することが考えられるのではないか。
 - ・ 独立行政法人会計の基本的な概念として行政コストを国民に対する説明責任目的の情報として整理した文脈で考えると、連結の行政コスト計算書を作成した方がよいと考える。独立行政法人の評価は個別財務諸表が中心であり、連結財務諸表が補足的な位置付けという理由等により連結財務諸表の体系に含めないこととするは了解するものの、その旨の記載は基準においてなされた方がよいと考える。

- 個別財務諸表の体系の整理において、行政コスト計算書と損益計算書の役割分担を明確にしたことに基づき、理論的には連結の行政コスト計算書を作成すべきだと考えるが、その情報は連結の損益計算書及び個別の行政コスト計算書で把握できるため、作成した場合には情報が冗長となることから、作成しないこととしたと理解している。
- 特定関連会社が独立行政法人と異なる業務を行っている場合の費用も連結の行政コスト計算書に含まれることとなるが、当該費用は個別財務諸表において想定していた、業績の適正な評価に資する情報としてアウトプットと対比するフルコスト情報、という行政コストの定義とは合致しないのではないかと。
- 連結の範囲を今回のように設定するというとは別に、グループ全体の行政コストを国民に示すという意味では、技術的に可能かは不明だが、公益法人のコストを合算することも考えられる。
- 独立行政法人の制度設計としてパブリックなサービスの提供という明確な目的がある中で、実態も考慮した場合、連結損益計算書は委託費の明細表といった要素が強いと考えられる。

独立行政法人の成果に対するコスト情報という意味においては、現時点では行政コストの項目適性は個別財務諸表にあり、連結財務諸表は補完的な情報となるのではないかと。同様に、公益法人についても委託の実態を表現するという意味では補完的な情報として取り扱った方がよいのではないかと。
- 連結財務諸表の作成の主たる目的における、公的な資金がどのように使用されているか、という記載は、独立行政法人においては公的資金以外の収入もあること及び当該記載がなくても意味は通じると考えられることから、削除してもよいのではないかと。
- そもそも財務諸表は資金の運用状況を表すものであり、連結財務諸表には国民のお金がどのように使われているのかを業務一体性を踏まえた範囲で明確にする役割があるという意味で、公的な資金の使用状況に係る記載はそのままでもよいのではないかと。
- 連結財務諸表の位置付けを前文で明確にしないのであれば、本文における公的な資金の使用状況に係る記載は残した方がよいのではないかと。

- ・ 完全競争市場をプライシングして得る資金があるのであれば、それは独立行政法人が得る資金の性格ではなく、社会政策的な用途等があつてのプライシングがされた供給の対価として得ているものは、公的な資金そのものではないかと考えられる。また、コストに対して一定の補助が与えられている組織活動から得ている資金も同じ要素であり、国そのものが財政支出をしていなくとも公的な要素がある。
 - ・ 独立行政法人の評価が個別財務諸表により行われているという事実指摘が基準に記載されていることに違和感はあるものの、個別財務諸表が主であるという含意があつて当該事実の記載をするのであれば、連結財務諸表の作成の主な目的として公的な資金の使用状況の説明があり、事実として個別財務諸表によって評価がなされている、という記載になっていた方がよいと考える。
 - ・ 独立行政法人の評価が個別財務諸表により行われているという記載の後に、連結財務諸表の主な作成目的が記載されている方が文脈としてわかりやすいのではないか。
 - ・ 「すべて」と「全て」が混合して使用されているが、基準を全体的に確認し、常用漢字表等に基づき、字句を統一すべきではないか。
 - ・ 個別財務諸表の様式が規定されているのに対し、連結財務諸表の様式の規定がないため、いずれ規定する方向で検討してはどうか。
- 「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」（案）について、文案は座長一任とされた。また、事務局においてパブリック・コメント及び各府省等への意見照会を行うこととなった。
- また、事務局において、上記改訂案等を踏まえた「独立行政法人に対する会計監査人の監査に関する報告書」（案）の作成、パブリック・コメント及び各府省等への意見照会を行うこととなった。

以 上